

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番及び 情報照会者	事務	情報提供者	※実際の 情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働 大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
二 全国健康 保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三 健康保険 組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
四 厚生労働 大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五 全国健康 保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十六 都道 府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七 市町 村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十 社会福 祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十三 日本 私立学校振興・ 共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十九 国家 公務員共済組 合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
四十二 市町 村長又は国民 健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
五十八 地方 公務員共済組 合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
六十二 市町 村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
八十 後期高 齢者医療広域 連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
八十七 都道 府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
九十三 市町 村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの